



想いがつながる町を目指して

中標津町

おも 想いをつなぐ手話言語条例

障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

令和8年4月1日施行

中標津町想いをつなぐ 手話言語条例

「手話が言語である」との認識に基づき、手話や手話を必要とする人への理解と手話の普及などに関する施策を総合的・計画的に推進

『手話』は日本語とは異なる
独自の文法体系を持つ言語

中標津町障がいの特性に応じた コミュニケーション手段の 利用の促進に関する条例

障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段（手話・要約筆記・点字・音訳・筆談など）の利用を促進するための施策を推進

『手話』は障がい特性に応じた
コミュニケーション手段の一つ

● 手話への理解は 障がいの問題ではなく 言語の問題

手話言語条例は、きこえない人のためだけでなく、手話を使う人のためだけでなく「手話が言語である」ことを認め合うためのもの。すべての町民を対象とした条例であり、誰もが心を通わせることができる共生社会の実現を目的とする理念中心型の条例です。

● 親しみやすい条例にするため 全文「ですます調」で

条例の表現方法については、子どもたちにも親しみやすい条例となるよう、中標津町自治基本条例を参考に、前文・本則・附則いずれも「ですます調」を基調としています。

手話言語条例・コミュニケーション条例に関する中標津町ホームページ

